

企業会計基準第12号の改正「四半期財務諸表に関する会計基準」

企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成23年3月25日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 企業会計基準第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」 平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成21年 6月26日 改正平成22年 6月30日 改正平成23年 3月25日 <u>最終改正平成24年 6月29日</u> 企業会計基準委員会 | 企業会計基準第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」 平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成21年 6月26日 改正平成22年 6月30日 最終改正平成23年 3月25日 企業会計基準委員会 |
| 会計基準 四半期財務諸表の範囲等 四半期個別財務諸表の範囲 6. 四半期個別財務諸表の範囲は、四半期個別貸借対照表、四半期個別損益計算書及び四半期個別キャッシュ・フロー計算書とする。 ただし、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない。 | 会計基準 四半期財務諸表の範囲等 四半期個別財務諸表の範囲 6. 四半期個別財務諸表の範囲は、 <u>企業会計基準第25号に従って、1 計算書方式による場合、四半期個別貸借対照表、四半期個別損益及び包括利益計算書、並びに四半期個別キャッシュ・フロー計算書とする。</u> また、 <u>2 計算書方式による場合、四半期個別貸借対照表、四半期個別損益計算書、四半期個別包括利益計算書及び四半期個別キャッシュ・フロー計算書とする。</u> ただし、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない。 |
| 四半期財務諸表等の開示対象期間 7. 四半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。 (1) 四半期会計期間の末日の四半期貸借対照表及び前年度の末 | 四半期財務諸表等の開示対象期間 7. 四半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。 (1) 四半期会計期間の末日の四半期貸借対照表及び前年度の末 |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>日の要約貸借対照表</p> <p>(2) 期首からの累計期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書、並びに前年度における対応する期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書</p> <p>(3) 期首からの累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年度における対応する期間の四半期キャッシュ・フロー計算書</p> <p>7-2. 前項(2)にかかわらず、四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示対象期間は、期首からの累計期間及び四半期会計期間、並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間とすることができる。</p> <p>7-3. 前項に従い四半期会計期間に係る四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示を行う場合には、第1四半期より行うものとする。</p> <p>7-4. 前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合、第7項(3)及び第7-2項にかかわらず、前年度における対応する期間に係る開示は要しない。</p> <p>7-5. <u>第7項(2)、第7-2項、第7-3項で使用されている「四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書」という用語は、四半期個別財務諸表上は「四半期個別損益計算書」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>日の要約貸借対照表</p> <p>(2) 期首からの累計期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書、並びに前年度における対応する期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書</p> <p>(3) 期首からの累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年度における対応する期間の四半期キャッシュ・フロー計算書</p> <p>7-2. 前項(2)にかかわらず、四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示対象期間は、期首からの累計期間及び四半期会計期間、並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間とすることができる。</p> <p>7-3. 前項に従い四半期会計期間に係る四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示を行う場合には、第1四半期より行うものとする。</p> <p>7-4. 前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合、第7項(3)及び第7-2項にかかわらず、前年度における対応する期間に係る開示は要しない。 (新設)</p> |
| <p>開示 注記事項</p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額</p> <p>(1-2) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始</p> | <p>開示 注記事項</p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額</p> <p>(1-2) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>時期を記載する。</p> <p>(2) 当年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(1)又は(3-2)の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由</p> <p>(2-2) 前年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の四半期個別財務諸表と、前年度に開示した四半期個別財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</p> <p>(3) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額</p> <p>(3-2) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) 四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容</p> <p>(5-2) セグメント情報等に関する事項</p> <p>① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</p> <p>② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</p> <p>③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</p> <p>④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容</p> <p>⑤ 当年度の第2四半期会計期間以降に④の変更があった場合には、第2四半期以降に変更した理由</p> | <p>時期を記載する。</p> <p>(2) 当年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(1)又は(3-2)の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由</p> <p>(2-2) 前年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の四半期個別財務諸表と、前年度に開示した四半期個別財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</p> <p>(3) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額</p> <p>(3-2) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) 四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容</p> <p>(5-2) セグメント情報等に関する事項</p> <p>① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</p> <p>② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</p> <p>③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期個別損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</p> <p>④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容</p> <p>⑤ 当年度の第2四半期会計期間以降に④の変更があった場合には、第2四半期以降に変更した理由</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項</p> <p>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p> <p>⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>(6) 1株当たり四半期純損益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び当該金額の算定上の基礎</p> <p>(7) (削除)</p> <p>(8) (削除)</p> <p>(9) (削除)</p> <p>(10) 配当に関する事項</p> <p>(11) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由</p> <p>(12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>(13) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動が</p> | <p>⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項</p> <p>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p> <p>⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>(6) 1株当たり四半期純損益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び当該金額の算定上の基礎</p> <p>(7) (削除)</p> <p>(8) (削除)</p> <p>(9) (削除)</p> <p>(10) 配当に関する事項</p> <p>(11) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由</p> <p>(12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>(13) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動が</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>ある場合には、その状況</p> <p>(14) 関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額</p> <p>(15) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務</p> <p>(16) 重要な企業結合に関する事項</p> <p>① 取得とされた重要な企業結合</p> <p>ア 企業結合の概要、四半期個別損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要</p> <p>イ 取得企業が存続企業と異なる場合には、パーチェス法を適用したとした場合の四半期個別貸借対照表及び四半期個別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額</p> <p>② (削除)</p> <p>③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要</p> <p>(17) 重要な事業分離に関する事項 事業分離の概要、実施した会計処理の概要、四半期個別損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>(18) 四半期個別財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象</p> <p>(19) 四半期個別キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期個別貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係。ただし、第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。</p> <p>(19-2) 第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれ</p> | <p>ある場合には、その状況</p> <p>(14) 関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額</p> <p>(15) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務</p> <p>(16) 重要な企業結合に関する事項</p> <p>① 取得とされた重要な企業結合</p> <p>ア 企業結合の概要、<u>四半期個別損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益計算書</u>に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要</p> <p>イ 取得企業が存続企業と異なる場合には、パーチェス法を適用したとした場合の四半期個別貸借対照表及び<u>四半期個別損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益計算書</u>に及ぼす損益への影響の概算額</p> <p>② (削除)</p> <p>③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要</p> <p>(17) 重要な事業分離に関する事項 <u>事業分離の概要、実施した会計処理の概要、四半期個別損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益計算書</u>に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>(18) 四半期個別財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象</p> <p>(19) 四半期個別キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期個別貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係。ただし、第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。</p> <p>(19-2) 第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>んの償却額を含む。)を注記することとする。</p> <p>(20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</p> <p>(21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</p> | <p>んの償却額を含む。)を注記することとする。</p> <p>(20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</p> <p>(21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</p> |
| <p>適用時期等 (平成 24 年改正会計基準)</p> <p>28-12. <u>平成 24 年改正の本会計基準 (以下「平成 24 年改正会計基準」という。)の適用時期は、平成 24 年に改正された企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下「平成 24 年改正企業会計基準第 25 号」という。)と同様とする。</u></p> | <p>適用時期等</p> <p>(新 設)</p> |
| <p>29-7. <u>平成 24 年改正会計基準は、第 246 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。なお出席した委員は以下のとおりである。</u></p> <p><u>西 川 郁 生 (委員長)</u> <u>加 藤 厚 (副委員長)</u> <u>新 井 武 広 (副委員長)</u> <u>都 正 二</u> <u>野 村 嘉 浩</u> <u>関 根 愛 子</u> <u>谷 本 康 典</u> <u>平 間 久 顕</u> <u>弥 永 真 生</u> <u>吉 田 稔</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>30-7. <u>平成 24 年改正会計基準は、平成 24 年改正企業会計基準第 25 号により、当面の間、企業会計基準第 25 号を個別財務諸表には適用しないことに対応して、技術的な改正を行ったものである。</u></p> | <p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>(新 設)</p> |
| <p>四半期財務諸表の作成基準</p> | <p>四半期財務諸表の作成基準</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>開示</p> <p>58. しかしながら、セグメント情報等会計基準により、企業は、それまでのセグメント情報の開示に代わって、国際的な会計基準で採用されているマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報及びその関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報並びにのれんに関する報告セグメント別情報を年度の連結財務諸表又は個別財務諸表に開示することとされた（セグメント情報等会計基準第1項及び第3項）。</p> <p>このため、当委員会は、セグメント情報等会計基準適用後の四半期財務諸表のセグメント情報の開示について、国際的な会計基準の取扱いも参考に、情報の有用性と事務負担を比較衡量して検討を行った。その結果、平成20年改正会計基準では、セグメント情報に関する事項として、報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高について開示することとし、報告セグメントの資産については、企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めることとした（第19項(7)①及び②並びに第25項(5-2)①及び②参照）。なお、報告セグメントの利益（又は損失）の開示については、財務諸表利用者の当該開示の理解に資する情報として、その合計額と、<u>四半期連結財務諸表における四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書、若しくは四半期個別財務諸表における四半期個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要を開示することとした（第19項(7)③及び第25項(5-2)③参照）。</u></p> | <p>開示</p> <p>58. しかしながら、セグメント情報等会計基準により、企業は、それまでのセグメント情報の開示に代わって、国際的な会計基準で採用されているマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報及びその関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報並びにのれんに関する報告セグメント別情報を年度の連結財務諸表又は個別財務諸表に開示することとされた（セグメント情報等会計基準第1項及び第3項）。</p> <p>このため、当委員会は、セグメント情報等会計基準適用後の四半期財務諸表のセグメント情報の開示について、国際的な会計基準の取扱いも参考に、情報の有用性と事務負担を比較衡量して検討を行った。その結果、平成20年改正会計基準では、セグメント情報に関する事項として、報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高について開示することとし、報告セグメントの資産については、企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めることとした（第19項(7)①及び②並びに第25項(5-2)①及び②参照）。なお、報告セグメントの利益（又は損失）の開示については、財務諸表利用者の当該開示の理解に資する情報として、その合計額と四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要を開示することとした（第19項(7)③及び第25項(5-2)③参照）。</p> |